

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No. 80

No.80 2017.2.14

## ■ 2. 10 院内集会続報

No.79 に引き続き、2.10 院内集会の内容を報告します。今号は、息子さんを過労死で失ったご遺族の方の発言です。

この方は、息子さんを失って、この3月で7年になります。息子さんは予備校から大学時代を通じて週に2、3回は定期的に親御さんに電話を掛けてきていたそうです。それが、入社半年頃から電話の回数も減り、掛かってくる時間も遅くなりました。「毎晩、毎晩残業なんだ。寮に帰るのは、夜中の1時か2時だよ。」「とにかく、早く帰って1分でも多く眠りたいんだ。」と話していたそうです。

11月に入り新設工事のリーダーになったと息子さんは言っていました。そして、試運転で息子さんが書いた電気の配線図のミスで深夜までの残業となり、「先輩に大目玉を食らった」と母親に言っていたそうです。その数日後、独身寮から失踪し、1週間後、ビジネスホテルの風呂場から自死した息子が発見されました。

息子さんの勤務・残業報告書は、一見、変な残業報告はありませんでしたが、上司に命じられて残業時間を少なくさせられたり、直されたりした結果でした。労基署の調査の結果、改ざんが明白になりました。

労働者の味方として労基法がある。例えば、36協定の月45時間の制限が守られていれば過労死など生まれはないはずである。しかし、36協定には「特別条項」という抜け道がある。つまり、36協定

は、企業側に立つ法律でもある。一つの法律の中に労働者を守る法律と企業の言い訳を守る法律の二つがある。そして、企業の言い訳を守る法律が優先されているから、過労死はなくなる。そして、高度プロフェッショナル制度や企画業務型裁量労働制の拡大を内容とする労基法改正案は、法律の「改正」ではなく「改悪」です、とご遺族の方は発言されました。

親より先に手塩にかけた息子を亡くすることがどんなに辛いものか。私のような苦しみを味わう親をこれ以上つらいで下さい。そのためにも、今回の労基法改悪(案)に反対しますと訴えました。

## ■ 被災者の声を各地でも広めよう！

2.10 院内集会には多数のメディアも駆けつけ、その様子は夕方のニュースで報道されました。

労弁のHPには、この院内集会の動画と全発言要旨が掲載されています。是非、ご覧いただき、各地でも、労基法改悪と真の長時間労働の規制に向けて運動を広めて行きましょう！

また、長時間労働に苦しむ労働者、過労死・過労自死で悲痛に苛まれているご遺族など、当事者の方の声を国会に届けて、労働時間の規制緩和を止め、真に実効性のある長時間労働の規制を実現していきましょう！

今がまさに動き出すべき時です！！

【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階  
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790